

魚津市告示第44号

魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱の一部改正について

魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱（平成24年魚津市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第2条第1号を次のように改める。

（1） 転入者 次のいずれかに該当する者

ア 事業計画認定申請があった日（以下「認定申請日」という。）及び当該認定申請日の前1年間において魚津市に住民票を有していない者

イ 認定申請日において、魚津市に住民票を有している者のうち、転入した日以後2年を経過していないものであって、当該転入した日の前1年間において魚津市に住民票を有していないもの

第2条第5号中「自らが注文して新築」の次に「(建物の構造が独立し、かつ、居住のための機能が全て備わっていれば、増築も含む。)」を加え、同条第9号中「終了」を「修了」に改め、同条第10号を削る。

第3条第1項中「を促進するとともに、子育て支援その他の家庭内において世代間で互いに支えあう機能を維持し」を「及び子育て支援を」に改める。

第4条第1項の表中古住宅の購入の項中「2%」を「4%」に改める。

第4条第2項中「及び三世代同居・近居世帯」及び「それぞれ」を削る。

第5条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 申請者の戸籍の附票（住民票により、認定申請日又は魚津市に転入した日の前1年間において魚津市に住民票を有していないことが確認できる場合は不要）

第10条第1項第7号中「写し」の次に「(中古住宅の購入の場合は不要)」を加え、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。  
様式第1号及び様式第5号を次のように改める。

## 事業計画認定申請書

魚津市長 あて

申請者（住宅取得者）

住 所

氏 名

⑩

連絡先（電話）

魚津市転入者住宅取得支援制度補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
取得区分	新築 ・ 建売購入 ・ 中古購入	
延床面積（予定）	自己の居住部分	m <sup>2</sup>
	居住以外の部分（併用住宅の場合記入）	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
納税に関する事項	<small>（チェックしてください。）</small> <input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません。（世帯全員）	

## 備考

- 次に掲げる書類を添付してください。
  - 魚津市転入者住宅取得支援制度事業調書（別紙1）
  - 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
  - 住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票
  - 申請者の戸籍の附票（住民票により、認定申請日又は魚津市に転入した日の前1年間において魚津市に住民票を有していないことが確認できる場合は不要）
  - 住宅取得額（土地を除く。）が100万円以上であることが分かる書類
  - 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの
- 併用住宅の場合は、居住以外の部分の床面積<50m<sup>2</sup>、居住以外の面積/延床面積<0.5である必要があります。
- 市税等とは、固定資産税、市民税、国民健康保険税及び軽自動車税を指します。

## 補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市長 あて

申 請 者

転入後住 所

氏 名

⑩

連絡先（電話）

魚津市転入者住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		円
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	取得区分	新築 ・ 建売購入 ・ 中古購入
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	自己の居住部分 $m^2$ 居住以外の部分（併用住宅の場合記入） $m^2$ 計 $m^2$
認定通知書の 番号及び日付	年 月 日付け 魚津市指令都第 号	

## 備考

次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 魚津市転入者住宅取得支援制度事業調書（別紙1）（事業計画認定申請時から変更のあった場合のみ）
- (2) 魚津市転入者住宅取得支援制度補助金金額算出表（別紙2）
- (3) 新築した場合…建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し  
購入した場合…住宅の登記事項証明書
- (4) 工事請負契約書又は住宅売買契約書等の写し
- (5) 転入後の世帯全員の住民票
- (6) 世帯全員の魚津市又は従前住所地の市税等の納税証明書（非課税である者は滞納がないことを証明する非課税証明書等）
- (7) 建物（工事）引渡書の写し（中古住宅の購入の場合は不要）
- (8) 住宅の外観写真
- (9) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

別紙 1 及び別紙 2 を次のように改める。

別紙 1

魚津市転入者住宅取得支援制度事業調書

1. 併用住宅の場合

延床面積  $m^2 \cdots ①$

住宅以外の部分の床面積  $m^2 \cdots ②$

② <  $50m^2$  かつ ② / ① < 0.5                      はい      ・      いいえ

2. 子育て世帯の場合

(1) 申請者の世帯で義務教育修了前の子を養育していますか？

はい      (              人)      ・      いいえ

(2) 義務教育修了前の子を養育している場合

氏名	生年月日	年齢	学年	備考
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

\* 年齢は申請時（認定申請・交付申請）の満年齢

別紙 2

魚津市転入者住宅取得支援制度補助金額算出表

1. 住宅取得費用（土地等の取得費用は除く。）

円

2. 補助金額算出表（1万円未満端数切り捨て）

区分		補助率	限度額	金額
住宅取得費用	新築・建売住宅の購入	4%	40万円	万円
	中古住宅の購入	4%	20万円	万円
子育て世帯に係る加算額		一律	10万円	万円
補助金額				万円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に補助金に係る事業を行っている者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。